

3. いじめの未然防止に向けて実践行動

(1) 計画的な指導

- ア いじめ未然防止に向けての全体指導計画を策定する。評価を年1回以上実施し、実施状況の把握や改善に努める。
- イ いじめに関する調査を毎月行う。集団を把握するための調査方法の検討を行う。要配慮児童への支援方針を検討する。
- ウ いじめをはじめとする児童指導上の諸問題に関する校内研修を実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図る。

(2) いじめの起こらない学校づくり

ア 学級づくりや学習指導の充実

- ①「規範意識の高い学級」「互いに高め合える学級」等を目指し、学びに向かう集団づくりに努める。
- ②「参加させる授業」「コミュニケーション能力を育む授業」「一人一人の実態に配慮した授業」を目指し、児童一人一人が意欲的に取り組む授業づくりに努める。

イ 道徳教育の充実

- ①道徳教育を充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童の道徳性を育成する。
- ②道徳の時間を活用し、人として、してはならないこと、すべきことを教え、人としてよりよく生きるための基盤となる道徳的実践力を育成する。

ウ 特別活動の充実

- ①特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育てる。
- ②生命や自然を大切に作る心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や宿泊体験学習など様々な体験活動の充実を図る。
- ③児童会活動においては、委員会活動、クラブ活動、あいさつ運動などを通して、児童の主体的な活動を推進しながら、より良い人間関係づくりを目指す。

エ 人権が守られた学校づくりの推進

- ①児童一人一人が、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通して指導する。
- ②職員自らの言動が児童を傷つけたり他の児童によるいじめを助長することがないように、職員一人一人が人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払う。
- ③いじめをさせないという人権に配慮した学級の雰囲気づくりを心がけ、児童が自分たちで人間関係の問題を解決できる力を育成する。

オ 保護者・地域との連携

- ①学校だより等を通じて、保護者・地域に対し「浜川小学校いじめ防止方針」を周知させる。
- ②学校評価を活用するなど、「学校組織としてのいじめの問題への取組」について、改善を図る。

(3) ネットいじめへの対応

- ア 携帯電話、スマートフォン等は、校内での使用を禁止する。
- イ インターネットのもつ利便性と危険性をしっかり理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。特に以下の点について重点的に指導する。
 - ①個人情報をもやみに掲載しないこと。
 - ②インターネット等を介した他人への誹謗・中傷を絶対にしないこと。
 - ③有害サイトにアクセスしないこと。
- ウ 家庭における情報機器の使用について、保護者と協力して適切に指導できるよう啓発に努めるととも

に、PTAと連携して情報機器に関する研修会を実施する。

4. いじめの早期発見に向けて実践行動

(1) 早期発見のための認識

- ア 些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の職員で的確に関わり、いじめを軽視したり、隠したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- イ 日頃から、児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにする。

(2) 早期発見のための手立て

- ア 児童が気軽に相談できるような信頼関係の構築に努めるとともに、様々な悩みに適切に対応し、安心して学校生活を送れるよう配慮する。
- イ 適宜「子ども支援会議」を設定し、気になる児童の情報を共有し、組織的に対応できる体制を整える。
- ウ 教育相談週間を設定する。(7月と1月)
- エ 教職員とスクールカウンセラー等の外部機関が情報を共有できる体制を整える。
- オ 児童が安心していじめを訴えられるアンケートを、定期的及び随時実施する。
- カ 保護者の悩みにも応えることができるような、相談しやすい、開かれた学校づくりを心がける。

5. いじめの早期解決に向けて実践行動

(1) 早期解決のための認識

- ア いじめられた児童や保護者に対し、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安を取り除くとともに、安全を確保する。また、「いじめられた児童にも問題がある」という認識や発言はしない。
- イ いじめた児童に対しては、毅然とした態度で指導し「いじめは絶対に許さない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。

(2) 早期解決のための対応

- ア いじめの事実確認を徹底して行う。
- イ いじめ防止対策委員会が中心となり、関係のある児童への聴取や緊急アンケートの実施等により、事実関係について迅速かつ的確に調査する。その際必要に応じて、外部機関とも連携を図る。

(3) 児童、保護者への支援

- ア いじめられている児童の保護者及び、いじている児童の保護者に対し、速やかに事実を報告し理解を求めるとともに、いじめの事案に係わる情報を共有する。
- イ 双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼する。
- ウ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な指導・援助を行う。
- エ いじめを解決する方法については、いじめられた児童及び保護者の意向を踏まえ、十分話し合った上で決定する。
- オ いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が二度といじめを起こさないよう、継続的に指導・援助する。
- カ いじめた児童が十分反省し行動を改めることができるよう、保護者と協力して指導・援助に当たる。

(4) いじめが起きた集団（観衆・傍観者）への働きかけ

- ア いじめの問題について調べる。話し合わせるなど、児童全員に自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許されない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を行き渡らせるようにする。
- イ はやし立てたりする行為は、いじめを助長するものであり、いじめと同様であることを指導する。
- ウ いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせるよう勇気を持つように伝える。

(5) インターネットいじめへの対応

- ア インターネットいじめを発見した（情報を受けた）場合には、いじめ対策委員会で情報を共有するとともに、教育委員会と連携しながら当該いじめに関わる情報の削除等を求める。
- イ 児童生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

(6) 教育委員会及び外部機関との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、教育委員会及び外部機関と連携して対処する。

(7) 解決後の継続的な指導・援助に向けて

- ア 単に謝罪のみで解決したものとすることなく、継続的に双方の児童の様子を観察しながら、組織的に指導・援助する。
- イ 双方の児童及び周りの児童が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出せるよう集団づくりに努める。

6. 重大事態への対応

(1) 教育委員会に報告するとともに、外部機関に適切な援助を求める。

(2) 当該いじめの対処については、教育委員会と連携し、スクールカウンセラーなどの外部機関の協力を仰ぎながら、原則として本校の「いじめ防止対策委員会」が中心となり、学校組織を挙げて行う。

(3) 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査については、教育委員会と連携しながら、学校組織を挙げて行う。

(4) いじめられた児童やその保護者及びいじめた児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過報告を含め、適時・適切な方法により、その説明に努める。

(必ず複数の教員で、丁寧に対応する。)

(5) 当該児童及び保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時・適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向け協力を依頼する。

(6) いじめ対策委員会を中心として速やかに再発防止策をまとめ、学校組織を挙げて着実に実践する。

(7) マスコミ対応については、窓口を一本化する。(管理職)

(8) 実施する取組

- ・行動の優先順位
- ・事実関係の聴取
- ・保護者への連絡
- ・教育委員会への報告
- ・緊急アンケート
- ・外部機関への連絡や連携
- ・被害児童と加害児童への支援及び指導
- ・傍観していた児童への指導
- ・PTAや地域との連携
- 継続的な状況把握 等

(校長及び教員による懲戒)

校長及び教員は、当該学校に在籍する児童等がいじめを行っている場合であって教育上必要があると認めるときは、学校教育法第十一条の規定に基づき、適切に、当該児童等に対して懲戒を加えるものとする。

(「いじめ防止対策推進法」第25条抜粋)

文部科学省「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例」より抜粋

(1) 体罰(通常、体罰と判断されると考えられる行為)

○身体に対する侵害を内容とするもの

- ・体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
- ・帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
- ・授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
- ・立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため、頬をつねって席につかせる。
- ・生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、生徒の頭を平手で叩(たた)く。
- ・給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。

○被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの

- ・放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切室外に出ることを許さない。
- ・別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。
- ・宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

(2) 認められる懲戒

(通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為、ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る。)

※ 学校教育法施行規則に定める退学・停学・訓告以外で認められると考えられるものの例

- ・放課後等に教室に残留させる。
- ・授業中、教室内に起立させる。
- ・学習課題や清掃活動を課す。
- ・学校当番を多く割り当てる。
- ・立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

(3) 正当な行為(通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為)

○児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使
児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。

○他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使

- ・休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。
- ・全校集会中に、大声を出して集会を妨げる行為があった生徒を冷静にさせ別の場所で指導するため、別の場所に移るよう指導したが、なおも大声を出し続けて抵抗したため生徒の腕を手で引っ張って移動させる。
- ・他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教員に暴言を吐きつばを吐いて逃げ出そうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手でつかんで壁へ押しつけ、制止させる。
- ・試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。